

ロードサービス利用約款

株式会社ウィンクルム

第1章 ロードサービスの内容（ロードサービスの実施体制、実施地域）

第1条 ロードサービスは、弊社または弊社指定工場が実施します。

第2条 ロードサービスとは、自動車の走行に関し支障が生じた場合の救援をいい、内容は、次のとおりです。

（1）現場応急作業①タイヤパンク時におけるスペアタイヤ交換または応急修理 ②バッテリー上がり、不具合に対する点検および応急作業③スタックの引き出し作業 ④落輪・落ち込み時の救援作業⑤その他現場において対処が可能な作業

第2章 ロードサービスの利用等

第3条 ロードサービス利用上の注意とお願い

ロードサービスを利用する場合、サービスを円滑に実施するため、次の点についてご協力とご理解をお願いします。

（1）安全対策の実施について 道路上での故障、事故の場合、二次事故を防止するため、停止表示器材などを 使って、安全対策をおこなってください。

（2）関係先への連絡 第三者が管理する場所でロードサービスをおこなう場合、当該施設の管理者または車両の所有者等の関係者に連絡し、承諾を得ておくようにしてください。

（利用者の遵守事項）

第4条ロードサービスを利用する場合、利用者は次の事項を守ってください。（1）係員の指示または注意に従ってください。（2）ロードサービス作業に立ち会うほか、円滑かつ適切なロードサービスの実施のため、必要な協力をお願いします。

第3章 ロードサービスの実施等（ロードサービスの実施）

第5条 弊社は、利用者の救援要請にもとづき、車両の故障状態や故障場所その他車両の状況を総合的に確認し、係員の判断により状況に応じた最適なサービスを提供するよう努めるものとします。ただし、ロードサービスの利用ができない場合に該当するときは救援場所においてロードサービスの利用をお断りすることがあります。

また、ロードサービス実施の過程において、やむを得ず車体等に損害等が生じる可能性があるため、その損傷等につき弊社を免責とする趣旨の書類に、利用者の署名をいただきます。（別添同意書）

第6条 次のいずれかに該当する場合は、ロードサービスは実施いたしません。

(1) 法令に抵触するおそれがある場合 ① 違法改造車および正規のナンバープレートがない車両 ② 自動車検査証の有効期間が切れている車両。

③ 自動車の利用者が無免許運転、飲酒運転等の法令に違反し、または違反するおそれがある場合 ④ 警察官に対する報告義務のある事故であって警察官への報告がおこなわれていない場合 ⑤ ロードサービスの実施場所で作業をすることについて、当該土地・施設等の管理者の了解が得られていない場合

(2) ロードサービスをおこなうことにより、新たなトラブルや危険を生じさせるおそれがある場合 (3) 弊社の有する装備、技術または資格等では対応が困難な場合 (4) 自然的、地理的条件に制約があり、または作業環境等が危険なため、ロードサービスの実施が困難な場合 ① 立ち入り禁止地域、一般車両が通行できない場所、または立ち入りに危険が予測される場所 ②

未除雪、冠水等により車両の運行が困難な地域 ③ 気象状況や周辺状況により作業の実施が危険と判断される地域 ④ 救援車両の出動が困難な地域 (5) 円滑かつ適切なロードサービスの実施が困難な場合 ① 利用者が社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に属すると判断される場合 ② 第5条に

規定する利用者の遵守事項を遵守いただけない場合 ③ 救援要請時または利用時の粗暴な言動により、ロードサービスの円滑な実施を妨げられる場合

第4章 一般条項 (ロードサービス時等の責任)

第10条 弊社は、弊社に故意または重過失がある場合を除きロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故について、弊社はその責任を負いません。

(不可抗力による免責) 第11条 大雨や大雪、災害等の発生その他の不可抗力により、救援要請が急増した場合には、電話がつながりにくくなることや、ロードサービス車両の到着までに時間を要する場合、あるいは道路事情等により到着することができない場合があります。このような場合において、弊社はその責めを負いません。

(専属的合意管轄) 第19条 本約款に関し紛争が生じた場合は、紛争が生じた場合には弊社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則) 第1条 この規程は、2025年2月20日から実施します。